

## ディーゼル車の燃料噴射ポンプ封印調査について

不正改造防止とディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減を図ることから、平成28年6月1日(水)から6月30日(木)までの「不正改造車を排除する運動」強化月間中、下記によりディーゼル車の燃料噴射ポンプの封印調査を実施いたしますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### ●入庫車両の点検の実施

ディーゼル車が入庫した際にユーザーにエアクリーナーが汚れたり、詰まったりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら次の事項について実施してくださいますようお願いいたします。

#### 【6月に実施する事項】

- ・ 燃料噴射ポンプの封印チェックを行う。(電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く)

調査期間 平成28年6月1日～6月30日

報告事項 別紙「ディーゼル車の燃料噴射ポンプ封印調査結果報告書」に結果を記入し、7月10日(金)までに、FAXにてご報告ください。  
(FAX 082-231-9275)

※調査台数は、特に定めませんので、可能な範囲で実施してくださいますようお願いいたします。

#### ●通報制度を活用した自動車の利用者等の指導

運輸支局に迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口(不正改造車・黒煙110番)を設置し、別紙1「迷惑黒煙の通報連絡書」を据え置き、住民から著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報をFAX等で収集し、通報内容を確認し車両等が特定された場合には使用者宛に、別紙2「自主点検のお願い」を内容(エコドライブの啓発を含む)とするハガキで通知することにより、自主点検等の指導を行うこととなっています。

広島県自動車整備振興会  
指導部指導課 行き

ディーゼル車の燃料噴射ポンプ封印調査結果報告書  
(平成28年6月1日～30日の強化月間中の調査台数)

事業場名:

担当者名:

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ①燃料噴射ポンプの封印が開封されていた車両数            | 台 |
| ②封印されていた車両数                       | 台 |
| ③点検を実施した車両数(電子制御式ガバナを除く)<br>【①+②】 | 台 |

迷惑黒煙の通報連絡書

別紙1

下記自動車について、著しく黒い黒煙を排出していたので通報します。

記

1 確認日時 平成 年 月 日 午前・午後 時頃

2 確認場所

3 確認時の走行状況 (該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)  
 ①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時  
 (③、④の場合、その走行スピード約 km/h)

4 登録番号

5 ナンバーの色 ① 緑ナンバー、② 白ナンバー (該当するものに○印をしてください。)

6 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)

|                          |                              |                          |             |
|--------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 乗用車 (セダン、ワゴン等)               | <input type="checkbox"/> | 幌付きトラック     |
| <input type="checkbox"/> | バス                           | <input type="checkbox"/> | コンクリートミキサー車 |
| <input type="checkbox"/> | トラック                         | <input type="checkbox"/> | クレーン付きトラック  |
| <input type="checkbox"/> | バン (荷箱付きトラック)                | <input type="checkbox"/> | トラクタ (けん引車) |
| <input type="checkbox"/> | ダンプ                          | <input type="checkbox"/> | 塵芥車 (ゴミ収集車) |
| <input type="checkbox"/> | ミニバン貨物車<br>(ライトバン・ワンボックスバン等) | <input type="checkbox"/> | その他: _____  |

7 その他 車体に表示してある会社名等

ダンプ番号

その他表示等

8 通報者氏名

9 通報者住所

10 通報者電話番号

11 メールアドレス  (メールでの通報の場合)

注意1： 基本的に、上記通報内容の1～11 (7を除く) すべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。

なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。(お預かりしました個人情報の本目的以外に使用しません。)

注意2： 通報先は、登録番号(ナンバー)の管轄する運輸支局へお願いします(迷惑黒煙通報連絡先一覧表を参考にしてください)。

【迷惑黒煙通報連絡先一覧表】

※ 迷惑黒煙を発見した場合の通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

| 運輸局            | 運輸支局等担当        | 通報制度<br>FAX送信先 | 迷惑黒煙相談窓口<br>(不正改造車・黒煙110番) 電話番号 |              |
|----------------|----------------|----------------|---------------------------------|--------------|
| 北海道運輸局         | 札幌運輸支局 整備担当部門  | 011-712-2406   | 011-731-7168                    |              |
|                | 函館運輸支局 整備担当部門  | 0138-49-1042   | 0138-49-8864                    |              |
|                | 室蘭運輸支局 整備担当部門  | 0143-44-4019   | 0143-44-3013                    |              |
|                | 帯広運輸支局 整備担当部門  | 0155-36-2669   | 0155-33-3282                    |              |
|                | 釧路運輸支局 整備担当部門  | 0154-51-6523   | 0154-51-2523                    |              |
|                | 北見運輸支局 整備担当部門  | 0157-61-8248   | 0157-24-7633                    |              |
|                | 旭川運輸支局 整備担当部門  | 0166-51-5273   | 0166-51-5363                    |              |
| 東北運輸局          | 宮城運輸支局 整備担当部門  | 022-231-5377   | 022-235-2513                    |              |
|                | 福島運輸支局 整備担当部門  | 024-545-1561   | 024-546-0342                    |              |
|                | 岩手運輸支局 整備担当部門  | 019-638-5488   | 019-637-2912                    |              |
|                | 青森運輸支局 整備担当部門  | 017-739-1505   | 017-739-1506                    |              |
|                | 山形運輸支局 整備担当部門  | 023-686-5012   | 023-686-4714                    |              |
|                | 秋田運輸支局 整備担当部門  | 018-864-0250   | 018-863-5814                    |              |
| 関東運輸局          | 東京運輸支局 整備担当部門  | 03-3458-3751   | 03-3468-9783                    |              |
|                | 神奈川運輸支局 整備担当部門 | 045-932-3228   | 045-939-6803                    |              |
|                | 埼玉運輸支局 整備担当部門  | 048-624-1028   | 048-624-1835 (ダイヤルイン2)          |              |
|                | 群馬運輸支局 整備担当部門  | 027-261-0032   | 027-263-4422                    |              |
|                | 千葉運輸支局 整備担当部門  | 043-244-0760   | 043-242-7338                    |              |
|                | 茨城運輸支局 整備担当部門  | 029-247-7882   | 029-247-5249                    |              |
|                | 栃木運輸支局 整備担当部門  | 028-658-6123   | 028-658-7013                    |              |
|                | 山梨運輸支局 整備担当部門  | 055-263-1418   | 055-261-0882                    |              |
| 北陸信越運輸局        | 新潟運輸支局 整備担当部門  | 025-285-0473   | 025-285-3125                    |              |
|                | 長野運輸支局 整備担当部門  | 026-259-4508   | 026-243-5525                    |              |
|                | 富山運輸支局 整備担当部門  | 076-423-5509   | 076-423-0892                    |              |
|                | 石川運輸支局 整備担当部門  | 076-292-0129   | 076-291-7852                    |              |
| 中部運輸局          | 愛知運輸支局 整備担当部門  | 052-351-5318   | 052-351-5314                    |              |
|                | 三重運輸支局 整備担当部門  | 059-238-1302   | 059-234-8412                    |              |
|                | 静岡運輸支局 整備担当部門  | 054-262-4345   | 054-261-7622                    |              |
|                | 岐阜運輸支局 整備担当部門  | 058-270-1065   | 058-279-3715                    |              |
|                | 福井運輸支局 整備担当部門  | 0776-34-2221   | 0776-34-1603                    |              |
|                | 近畿運輸局          | 大阪運輸支局 整備担当部門  | 072-822-3450                    | 072-822-4374 |
| 近畿運輸局          | 京都運輸支局 整備担当部門  | 075-681-1850   | 075-681-9764                    |              |
|                | 奈良運輸支局 整備担当部門  | 0743-23-0023   | 0743-59-2153                    |              |
|                | 滋賀運輸支局 整備担当部門  | 077-584-2079   | 077-585-7252                    |              |
|                | 和歌山運輸支局 整備担当部門 | 073-435-2099   | 073-422-2153                    |              |
| 神戸運輸監理部        | 兵庫陸運部 整備担当部門   | 078-431-8761   | 078-453-1103                    |              |
| 中国運輸局          | 広島運輸支局 整備担当部門  | 082-233-7752   | 082-233-9169                    |              |
|                | 鳥取運輸支局 整備担当部門  | 0857-22-4115   | 0857-22-4110                    |              |
|                | 島根運輸支局 整備担当部門  | 0852-37-1340   | 0852-37-2138                    |              |
|                | 岡山運輸支局 整備担当部門  | 086-286-8147   | 086-286-8155                    |              |
|                | 山口運輸支局 整備担当部門  | 083-928-9601   | 083-922-5398                    |              |
|                | 四国運輸局          | 香川運輸支局 整備担当部門  | 087-882-4041                    | 087-882-1355 |
| 四国運輸局          | 徳島運輸支局 整備担当部門  | 088-641-4820   | 088-641-4813                    |              |
|                | 愛媛運輸支局 整備担当部門  | 089-969-0556   | 089-956-1561                    |              |
|                | 高知運輸支局 整備担当部門  | 088-866-7315   | 088-866-7313                    |              |
|                | 九州運輸局          | 福岡運輸支局 整備担当部門  | 092-673-1197                    | 092-673-1196 |
|                | 九州運輸局          | 大分運輸支局 整備担当部門  | 097-558-2076                    | 097-558-2577 |
| 長崎運輸支局 整備担当部門  |                | 095-839-4804   | 095-839-4749                    |              |
| 佐賀運輸支局 整備担当部門  |                | 0952-30-7287   | 0952-30-7274                    |              |
| 熊本運輸支局 整備担当部門  |                | 096-369-3301   | 096-369-3130                    |              |
| 宮崎運輸支局 整備担当部門  |                | 0985-51-3826   | 0985-51-3958                    |              |
| 鹿児島運輸支局 整備担当部門 |                | 099-261-9251   | 099-261-9194                    |              |
| 沖縄総合事務局        | 陸運事務所 整備担当部門   | 098-876-7233   | 098-875-0300                    |              |

整理番号

## 自主点検のお願い

貴方が使用されています、登録番号\_\_\_\_\_の自動車が  
平成 年 月 日に\_\_\_\_\_を  
走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。  
つきましては、貴方の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力とご理解をお願いします。

※ 黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。

なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時には車検不合格、街頭検査時には整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質（SPM）の低減を図るため、街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。

## ★ エコドライブ10のすすめ

- ①ふんわりアクセル『eスタート』
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用を適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物をおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

平成 年 月 日

〒 住所

国土交通省 運輸局

運輸支局整備担当部門

電話 \_\_\_\_\_